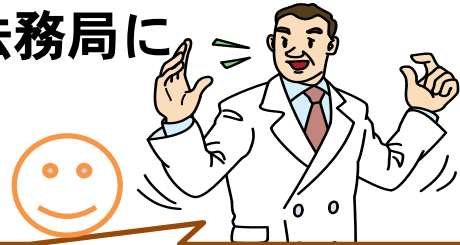


次代につなぎ 未来につなぐ 相続登記

土地や建物の「相続による所有権移転」登記は、不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。

トラブルを未然に防ぐためにも早めに相続登記をしましょう。



登記のとおり、私が所有者です！

相続登記をしないと発生する様々な問題

- ・売却して現金化したいが売買による移転登記ができない
- ・用地買収の話がもちあがったため兄弟間で争いになった
- ・災害復旧のための工事をしたいが所有者と連絡がとれない
- ・第2次相続,第3次相続が発生して連絡がとれない相続人がい
- ・再開発計画地の地権者との交渉が進まない
- ・空き家の所有者との交渉ができない
- ・連絡がとれず森林が荒廃している



相続人から依頼を受けた司法書士(国家資格)は、法務局へ登記の申請をすることができます。

法務省ホームページ「未来につなぐ相続登記」

http://www.moi.go.jp/MINJI/miniji05_00207.html

司法書士アクセスブック「よくわかる相続」【PDF】

(日本司法書士会連合会のホームページからダウンロードできます。)

法務省ホームページ「申請書の様式」

http://houmukyoku.moi.go.jp/homu/category_00001.html

松江地方法務局ホームページ

<http://houmukyoku.moi.go.jp/matsue/index.html>

松江地方法務局